

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
東淀工業高等学校	<p>通勤手当について、育児休業により勤務実績のない月が発生したため精算事務を行ったが、日割の日数を誤り戻入不足額が発生していた。</p> <table border="1" data-bbox="516 512 1590 667"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>既戻入額</th> <th>正規戻入額</th> <th>戻入不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年10月から 令和7年3月まで</td> <td>20,820円</td> <td>19,305円</td> <td>19,586円</td> <td>281円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	既戻入額	正規戻入額	戻入不足額	A	令和6年10月から 令和7年3月まで	20,820円	19,305円	19,586円	281円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【令和7年4月1日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第20条 (中略) 出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。(以下略)</p> <p>第21条 支給規則第6条第1項各号のいずれかに該当する場合におけるその月に係る通勤手当は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定により定められた週休日並びに勤務時間条例第3条第4項及び第4条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。(以下略)</p> <p>【職員の給与の支給方法等に関する規則】</p> <p>第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>五 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合</p>
職員	支給対象期間	既支給額	既戻入額	正規戻入額	戻入不足額									
A	令和6年10月から 令和7年3月まで	20,820円	19,305円	19,586円	281円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年12月12日）